

第4節 負担金

(1) 一般負担金（負担金条例第2条）

① 給付費負担金

(イ) 退職手当の支給に要する費用

(ロ) 別表第1以外は給料月額 $\frac{280}{1,000}$ （平成21年4月から）

平成30年4月から給料月額 $\frac{230}{1,000}$

別表第1

平成29年度

市 町 村 等 名	割 合 (千分比)	市 町 村 等 名	割 合 (千分比)
十 和 田 市	270	青森県市町村職員退職手当組合	180
三 沢 市	250	西海岸衛生処理組合	180
鱒ヶ沢 町	260	西北五広域福祉事務組合	230
西 目 屋 村	270	鱒ヶ沢地区消防事務組合	240
六 戸 町	270	黒石地区清掃施設組合	260
六ヶ所 村	230	中部上北広域事業組合	240
南 部 町	270	上北地方教育・福祉事務組合	190
西北五環境整備事務組合	180	三戸地区環境整備事務組合	180
南黒地方福祉事務組合	180	三戸郡福祉事務組合	180
五所川原地区消防事務組合	240	青森地域広域事務組合	180
一部事務組合下北医療センター	260	久吉ダム水道企業団	180
下北地域広域行政事務組合	260	北部上北広域事務組合	200
青森県市町村総合事務組合	200	つがる西北五広域連合	260

平成30年度

市 町 村 等 名	割 合 (千分比)	市 町 村 等 名	割 合 (千分比)
十 和 田 市	220	青森県市町村職員退職手当組合	180
三 沢 市	200	西海岸衛生処理組合	130
鱒ヶ沢 町	210	西北五広域福祉事務組合	190
西 目 屋 村	210	鱒ヶ沢地区消防事務組合	200
お い ら せ 町	220	黒石地区清掃施設組合	220
六 戸 町	210	中部上北広域事業組合	200
六ヶ所 村	200	上北地方教育・福祉事務組合	180
南 部 町	220	三戸地区環境整備事務組合	190
西北五環境整備事務組合	130	三戸郡福祉事務組合	180
南黒地方福祉事務組合	130	青森地域広域事務組合	130
五所川原地区消防事務組合	190	久吉ダム水道企業団	130
一部事務組合下北医療センター	210	北部上北広域事務組合	180
下北地域広域行政事務組合	210	つがる西北五広域連合	210
青森県市町村総合事務組合	170		

② 事務費負担金

(イ) 組合の事務費に要する費用

(ロ) 給料月額 $\frac{1}{1,000}$ (平成3年4月から)

(2) 特別負担金 (負担金条例第3条)

① 納付を要する場合

毎月末現在において、納付済給付費負担金の総額、調整額 (別表第2参照) 及び特別負担金の総額の合計額よりも、支給した退職手当金の総額が4,000万円以上の超過となった場合に負担しなければならない。

② 特別負担金の算出

(イ) (給付費負担金総額) + (調整額) + (特別負担金総額) - (退職手当金総額)
=△4,000万円以上

(ロ) 特別負担金は、本月末差引額により、別表第3に定めた額をその翌月10日頃までに調定告知します。

別表第3

超 過 額			特別負担金の額
40,000,000	円以上	円未満	円
40,000,000	～	60,000,000	1,500,000
60,000,000	～	80,000,000	2,000,000
80,000,000	～	100,000,000	2,500,000
100,000,000	～	120,000,000	3,000,000
120,000,000	～	140,000,000	3,500,000
140,000,000	～	160,000,000	4,000,000
160,000,000	～	180,000,000	4,500,000
180,000,000	～	200,000,000	5,000,000
200,000,000	～	220,000,000	5,500,000
220,000,000	～	240,000,000	6,000,000
240,000,000	～	260,000,000	6,500,000
260,000,000	～	280,000,000	7,000,000
280,000,000	～	300,000,000	7,500,000
300,000,000	～	320,000,000	8,000,000
320,000,000	～	340,000,000	8,500,000
340,000,000	～	360,000,000	9,000,000
360,000,000	～	380,000,000	9,500,000
380,000,000	～	400,000,000	10,000,000
400,000,000	～	450,000,000	11,000,000
450,000,000	～	500,000,000	12,000,000
500,000,000	～	550,000,000	13,000,000
550,000,000	～	600,000,000	14,000,000
600,000,000	～	650,000,000	15,000,000
650,000,000	～	700,000,000	16,000,000
700,000,000	～		17,000,000

[特別負担金算出例]

区分	市町村別	
	A 町	B 町
前年度末繰越額 (A)	△ 242,445,699	3,085,405
納付給付費負担金総額 (B)	65,693,286	11,907,621
調整額 (C)	33,950,200	3,729,500
納付特別負担金総額 (D)	17,650,000	—
支給退職手当総額 (E) (失業者の退職手当金含む。)	104,865,736 (160,300)	59,568,928 (34,100)
本月末差引額 (A)+(B)+(C)+(D)-(E)	△ 230,017,949	△ 40,846,402
特別負担金の額	6,000,000	1,500,000

(3) 負担金の納付について (負担金条例第3条第3項)

① 負担金の納付方法

(イ) 報告済の負担金に関する合計表に記載してある負担金額を銀行備付けの振込依頼書により納付する。

(ロ) 振込先は、下記口座となります。

銀行名	口座番号	口座名義
青森銀行新町支店	(普) 82095	アオモリケンシチュウソウシヨクインタイシヨクテアテクミアイ 青森県市町村職員退職手当組合
みちのく銀行青森支店	(普) 2602624	カイケイカンリシヤ タ ナカ カツ ヒロ 会計管理者 田中勝博

② 負担金の納付期限

負担金の納付期限は、毎月末日となっています。(土日休日にあたる場合は、その前日までをお願いします。)

③ 負担金の調整

修正後の合計表(調定額)と納付済負担金との違いは、3ヶ月ごとに調整し、組合から過不足額について通知します。

(4) 地方公共団体の加入及び組合市町村の脱退 (負担金条例第4条第1項、第2項、第3項)

① 地方公共団体が新たに組合に加入する場合

加入日における組合の総資産額を基準に組合長が定めた額を、組合長が指定する日までに納付しなければならない。

② 組合市町村が組合から脱退する場合

(給付費負担金総額) + (特別負担金総額) + (調整額) - (退職手当金総額)

=プラスの場合は組合市町村へ還付、マイナスの場合は組合に納付

③ 組合市町村間での廃置分合 (一部事務組合の統廃合の場合を含む。)が行われた場合

新たに組合市町村となり、又は編入をする市町村が組合にとどまる場合には、廃置分合前の組合市町村の負担金及び調整額に係る権利義務を承継する。